## 第71号議案

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定の 専決処分について

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり 専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求 める。

平成30年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定の 専決処分書

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を 求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承 のもと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例

八王子市介護保険法施行条例(平成25年八王子市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改 正 前
(法第78条の2第4項第1号の条例で定	(法第78条の2第4項第1号の条例で定
める者)	める者)
第5条 法第78条の2第4項第1号に規定	第5条 法第78条の2第4項第1号に規定
する条例で定める者は、法人 <b>又は病床を有</b>	する条例で定める者は、法人とする。
する診療所を開設している者(複合型サー	
ビス(看護小規模多機能型居宅介護に限	
る。)に係る指定の申請を行う場合に限	
<u>る。)</u> とする。	

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。